

由被定申云々、仍今日有其定、内府以下卿相參著仗座、可號八條院之由各被定申、藏人大進於仗座、仰以左衛門權佐爲親、近江守實清、大宮可爲判官代、次盛親頤年可爲主典代之由、内府召大外記師元宣下云々、后宮院號以大夫爲別當、以進爲判官代、以屬爲主典代之由宣下、今度之儀何様可被仰下哉之由先被問公卿判官代以下可被宣下公卿院司逐可被仰下之旨被定申云々、仍如此、○中今日之次第頗迷可否歟、予下宿所之間、補判官代之由藏人告送、又迷是非、可參賀之由相公殿有返答、仍束帶平緒門召具、先參内院司事畏申旨付女房奏聞、次參八條殿、

〔女院小傳〕八條院、暁子鳥羽第三女、母長實卿女美福門院、保延四、四、九爲内親王、年勅別當中納言伊通略、中久安二、四、十六准三后、保元二、五十九爲尼、廿一金剛觀、應保元十二、十六乙卯院號依准母直有此有沙汰、建曆元、六御事、七十

〔續世繼男山〕保延五年にや侍けん、つちのとのひとつじのとし五月十八日、世になくけうらなる玉のをのこ宮、近うまれさせ給ぬれば、院のうちさらなり、世中もうごくまでよろこびあへるさまいはんかたなし、略、中日にそへてめづらかなるちごの御かたちなるにつけてもいかでかすかやかにみこのみやにもくらるにもどおぼせともきさきばらにみこだちあまたおはしますを、さしこゆべきならねば、おもほしめしわづらふほぞに、當代德崇の御子になし奉り給ふ事いできて、みな月の廿六日、皇子内へいらせ給ふ、御供に上達部殿上人えらびて、常のみゆきにも心ことなりみやこのうち車もさりあへず、みるもの所もなき程になん侍りける、内へいらせ給ふにてぐるまの宣旨なぞ、藏人仰せつゝ、すでに参らせ給て、中宮、○崇徳后聖子を御母にて、まだ御子もうませ給はねば、めづらしくやしなひ申させたまふ、後の御おやにては、關白殿忠通原おはしませば、皇子のおほちにて、かたぐみかきもきさきも御子おはしまさぬに、院羽御心ゆかせ給て、いと心よき事いできて、いつしか八月十七日春宮にたゝせ給ふ。